

わくわくレポート 182号
杉並区議会議員 杉並わくわく会議代表

松尾 ゆり

2017.6.7.発行

連絡先:

杉並区下井草1-25-36

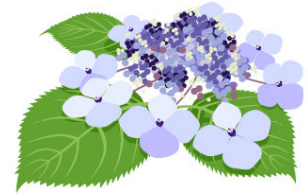
tel&fax: 03-5930-3181

e-mail:

matsuo@suginami-kugikai.jp

高円寺小中一貫校 区主催の説明会で「盗撮」

(6月1日一般質問より)



<建設業者が近隣住民を訴えた！>

学校の建設事業を請け負っている白石建設等共同事業体4社が住民の抗議行動を「妨害」と決めつけ、仮処分を申し立てました。新聞、テレビにも大きく取り上げられて、**言論の自由、表現の自由を制限**する動きとして、危惧が示されています。(裏面は東京新聞記事)

この訴訟の背景は、建設計画に対する住民の抗議に区が応えてこなかったことです。その結果、白石建設らが困り果てて訴訟に及んだのだとすれば、区は事業者から解決能力がないと見られているということでもあり、こうした訴訟を起こされたこと自体が**杉並区自身の失態であり恥**です。

【区の答弁】訴訟を起こすことは知らなかった。事業者は着工のめどがたたず、“やむにやまれず”訴えたのだろう。妨害との認識は区も同じ見解。(←知らなかったとは思えない。本当に知らなかったのなら、区は請負事業者をコントロールできていないということでしょう。)

<「スラップ訴訟」=いやがらせの訴訟>

また本件は、まっとうな民事訴訟とはいえない、いわゆる「**スラップ訴訟**」と呼ばれるたぐいのもので。スラップとは直訳すると「公的言論に対する戦略的訴訟行為」ですが、わかりやすくいうと、住民や報道機関の発言が気に入らないからと、**恫喝、いやがらせ**の目的で行われるものです。言論の自由、表現の自由を阻害する訴訟行為ともいえます。

アメリカではいち早くスラップの概念を確立し、裁判制度の盲点を突いた民事訴訟の悪用、かつ裁判所という公的資源のむだ遣いであるという観点から、事前審査やスラップを起こした者に対するペナルティなどの制度が確立しています。仮に日本に同様の制度があれば、本件もスラップに認定され、訴訟を提起した白石建設らはペナルティを課されているところでしょう。

杉並区及び他自治体において、公共事業の請負業者が住民を訴えた前例は果たしてあるでしょうか。【区の答弁】本区には前例はない。他自治体の例は把握していない。(←前例はない、ということです。)

<区主催の住民説明会で、隠し撮りされていた！>

訴状に添付された多数の写真はすべて了解なしの隠し撮り写真・動画でした。隠し撮り写真の中には昨年12月17日の区主催住民説明会において説明者席から撮ったことが明らかにわかるものが多数あります。この写真・動画の撮影を区は知っていたのでしょうか。隠し撮りに加担していたのでしょうか。

【区の答弁】工事業者が記録の必要があると判断して撮影したものと認識。説明会ではどのように撮影していたかは把握していなかった。(←区主催の説明会で盗撮が行われていたのに、把握していなかったという言い訳。しかも「必要と判断」との答弁。住民の人権は無視!)



「隠し撮り写真」と指摘
(杉並区議会ホームページより)